

## 香取広域市町村圏事務組合建設工事等指名業者選定基準

平成 21 年 4 月 1 日

訓令第 8 号

改正 平成 25 年 3 月 29 日訓令第 7 号

(趣旨)

第 1 条 香取広域市町村圏事務組合の発注する建設工事、建設工事に係る製造の請負、工事中材料の買入れ及び測量、調査、設計等の業務委託並びに物品の購入又は製造、印刷の請負その他の契約（以下「建設工事等」という。）の指名競争入札に係る指名業者の選定に関する事務の取扱いについては、別に定めるもののほか、この基準の定めるところによる。

(等級別発注基準)

第 2 条 指名業者の選定は、次表の工事の種類及び発注金額（当該工事の設計金額をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ同表の等級欄に掲げる等級（以下「基準等級」という。）に格付された者の中から行うものとする。

等級	工事の種類及び発注金額		
	土木一式工事	建築一式工事	設備その他工事
A	1,000 万円以上	3,000 万円以上	1,000 万円以上
B	500 万円以上	500 万円以上	500 万円以上
	1,000 万円未満	3,000 万円未満	1,000 万円未満
C	500 万円未満	500 万円未満	500 万円未満

2 建設工事又は建設工事等に係る指名業者の選定は、履行能力を考慮し、随時選定する。

3 表に掲げる業者選定については、香取市の入札参加資格者名簿を準用するものとする。

(発注基準に対する特例)

第 3 条 第 5 条に規定する指名業者数の選定が困難である場合においては、前条の規定にもかかわらず、当該工事の基準等級の直近上位又は直近下位の等級に格付けされた者を指名することができるものとする。ただし、一の工事について、直近上位の等級に格付けされた者及び直近下位に格付けされた者を同時に指名することはできないものとする。

2 前項の場合において、発注金額が次表の工事の種類に応じそれぞれ同表に掲げ

る発注金額以上である工事については、直近下位の等級に格付けされた者を指名することはできないものとする。

工事の種類	土木一式工事	建築一式工事	設備その他工事
発注金額	2億円	5億円	5,000万円

3 次に掲げる工事については、第1項の規定によるほか、当該工事の基準等級の2等級以上上位の等級に格付けされた者を指名することができるものとする。この場合において、一の工事の指名業者は、同一等級又は直近等級に格付けされた者に限るものとする。

- (1) 災害その他の理由により緊急を要する工事
- (2) 特殊な機械又は技術を要する工事
- (3) 主として請負った工事と密接不可分の関係ある工事

(指名の制限)

第4条 工事の発注金額が指名しようとする者の当該工事の発注工種に係る年間平均完成工事高を超える場合は、当該指名しようとする者を指名することができないものとする。ただし、市内業者であって年間平均完成工事高が設計金額に満たない場合で、その額が2割相当額以内である場合には指名することができるものとする。

(指名業者数)

第5条 指名業者の数は、当該工事の発注金額に応じ、それぞれ次表に定めるところによるものとする。ただし、第3条第3項に掲げる工事と同表の指名業者数を指名することが困難な場合は、この限りではない。

発注金額	指名業者数
1,000万円未満	6社以上
1,000万円以上1億円未満	8社以上
1億円以上2億円未満	10社以上
2億円以上	12社以上

(指名業者選定に当たっての留意事項)

第6条 指名業者の選定に当たっては、次に掲げる事項に留意するとともに、当該会計年度における指名及び受注の状況を勘案して行うものとする。

- (1) 不誠実な行為の有無
- (2) 経営状況
- (3) 工事成績

香取広域市町村圏事務組合建設工事等指名業者選定基準

- (4) 当該工事に対する地理的条件
- (5) 手持ち工事の状況
- (6) 当該工事施工についての技術的適性
- (7) 安全管理の状況
- (8) 労働福祉の状況

(業務委託契約に係る指名業者の選定)

第7条 工事に係る業務委託契約の指名業者の選定については、前2条の規定を準用するものとする。

(補足)

第8条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この訓令は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年3月29日訓令第7号)

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。